

議会のしおり



石川県議会

県議会とは

県議会は、県民の代表として選挙で選ばれた議員が、県の施策・事業の方針などについて話し合い、決めるところで、「議決機関」といわれます。

これに対し、県議会で決めたことを実際に行うのは、知事、行政委員会（教育委員会、公安委員会など）で、「執行機関」といわれます。

この議決機関である県議会と執行機関である知事は、それぞれ住民から選挙で選ばれた代表であり、独立対等の立場にあります。

議会のしごと

議決

条例の制定・改正・廃止、予算の決定、決算の認定、主要な契約の締結など県政の重要な事項について議決をします。

選挙・同意

議長、副議長、選挙管理委員などを選挙します。また、副知事、監査委員などの選任に議会の同意が必要です。

調査・検査

議会で決めたとおりに県が仕事を行っているかどうか調査や検査をするため、必要に応じて執行機関に報告を求めたり、関係者に説明を求め、意見を聞いたりします。

意見書の提出

県の公益に関する事柄に関し、議会の意思として意見書を国会や関係行政庁に提出します。

決議

県の公益に関する事柄に関し、決議により議会の意思を対外的に表明します。

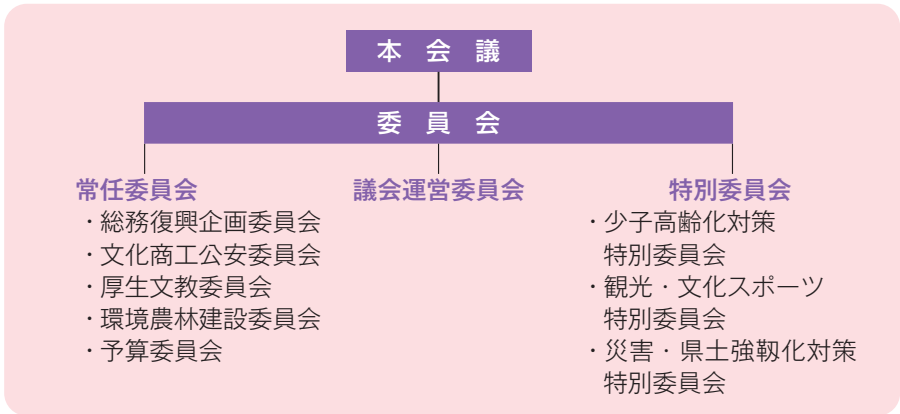
請願の審議

県民から提出された請願（意見や要望）を審議し、県政に反映されるよう努力します。

政策立案・提言

議会の政策立案及び知事に対する政策提言を行います。

議会のしくみ



• 定例会と臨時会

県議会には、定例会と臨時会があり、いずれも知事が招集します。定例会は年4回、通常2月、6月、9月、12月に開かれます。臨時会は、必要がある場合に開かれます。

• 議長と副議長

議員の中から選挙で選ばれます。

議長は、本会議を運営し、議会を代表します。

副議長は、議長に事故があるとき又は欠けたときに、議長の代わりを務めます。

• 本会議

議員全員が参加する会議を本会議といい、会派（議会の内部において組織される議員の集まり）の代表による代表質問や議員個人による一般質問などを行い、議員や知事から提案された議案を審議します。

議会の最終的な意思決定は、すべてここで行われます。

• 委員会

県の施策・事業は非常に広範囲かつ複雑なので、すべての問題を本会議だけで審議することは困難です。そこで、少数の議員で構成する委員会を設置し、より専門的・能率的に審査しています。

委員会には、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会があります。

常任委員会

5つの常任委員会が設置されており、議員は、行政部局の所管事項を審査・調査する4つの常任委員会のいずれかの委員と予算委員会の委員になります。

(令和6年4月1日改正)

総務復興企画委員会（定数：11人）

総務部、能登半島地震復旧・復興推進部、企画振興部、会計管理者、選挙管理委員会、監査委員及び人事委員会の所管に属する事項並びにこれに関連する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項を審査・調査します。

文化商工公安委員会（定数：10人）

文化観光スポーツ部、商工労働部、公安委員会及び労働委員会の所管に属する事項並びにこれに関連する事項を審査・調査します。

環境農林建設委員会（定数：10人）

生活環境部、農林水産部、土木部、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会及び収用委員会の所管に属する事項並びにこれに関連する事項を審査・調査します。

厚生文教委員会（定数：10人）

健康福祉部及び教育委員会の所管に属する事項並びにこれに関連する事項を審査・調査します。

予算委員会（定数：41人）

予算に関する事項を審査・調査します。

議会運営委員会（定数：8人）

議会が円滑に運営できるように、会議の進め方などを協議します。

特別委員会

特定の事項について専門的に調査する必要がある場合に設置される特別な委員会です。各委員会が調査する事項は、以下のとおりです。

少子高齢化対策特別委員会（定数：14人）

- 1 少子高齢化及び人口減少対策に関すること。
- 2 地域活力の維持及び向上に関すること。
- 3 産業の振興に関すること。
- 4 海外戦略に関すること。

(令和5年5月2日設置)

観光・文化スポーツ特別委員会（定数：14人）

- 1 観光及び交流の促進に関すること。
- 2 新幹線、空港、港湾その他交流基盤の整備に関すること。
- 3 文化の振興に関すること。
- 4 スポーツ活動の推進に関すること。

(令和5年5月2日設置)

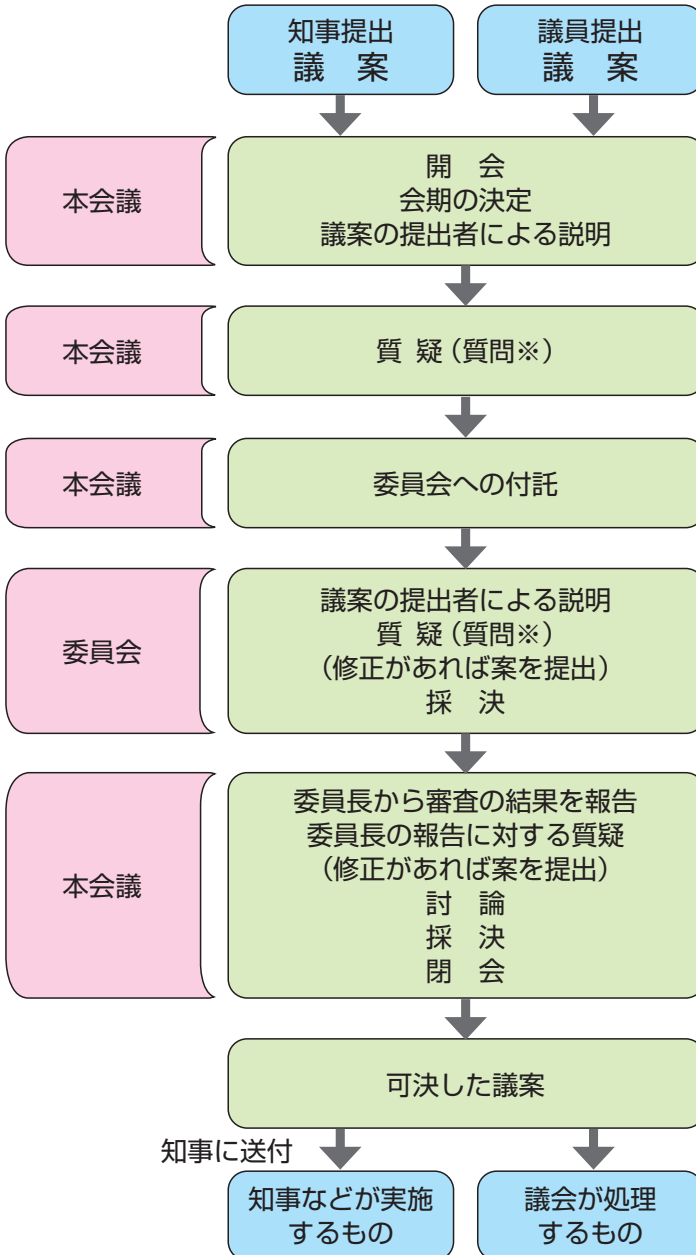
災害・県土強靱化対策特別委員会（定数：13人）

- 1 災害対策に関すること。
- 2 県民の安全及び安心に関すること。
- 3 県土の強靱化に関すること。

(令和5年5月2日設置)

このほか、決算特別委員会（定数：11人程度）が9月定例会から12月定例会まで設置され、知事から提出される決算を審査します。

議案が可決されるまで

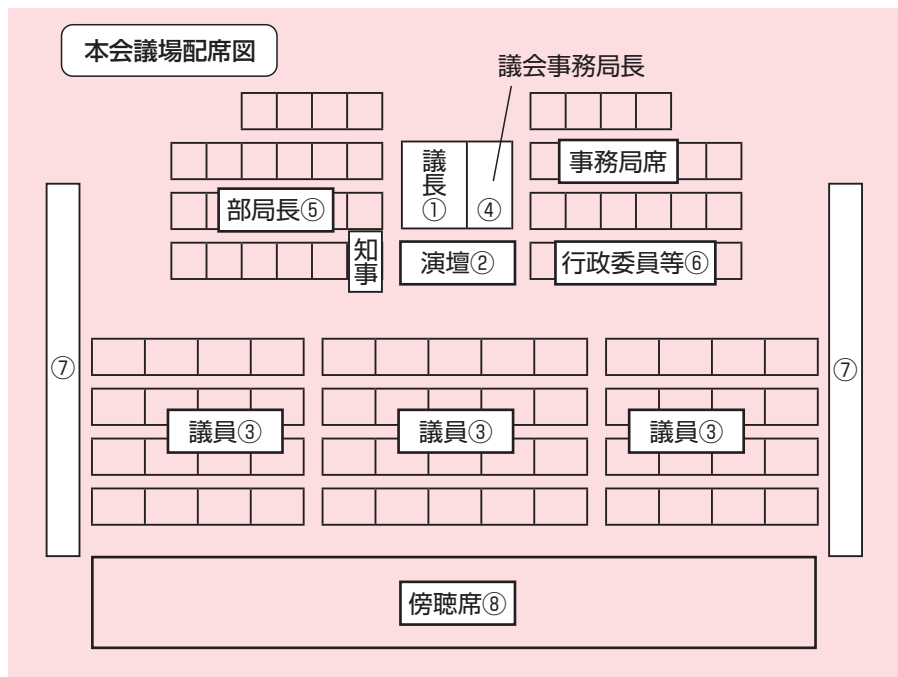


※質問
県政に対する
考え方をた
だすこと
(質疑・質問は
同時に行っ
ています。)

議 場

議席

議員の議席は、一般選挙後最初の本会議で議長が定めます。



- ① 議長が座り、本会議を進めます。
- ② 議員が質問したり、知事・部局長が説明し、質問に答えます。
- ③ 議員が座ります。座る席は決まっています。
- ④ 議会事務局長が座り、議長を補佐します。
- ⑤ } 知事をはじめ、執行部の部局長、行政委員等が座ります。
- ⑥ }
- ⑦ 報道関係者席。テレビ局や新聞社の記者が座ったり、カメラマンが撮影したりします。
- ⑧ 傍聴席は200席(⑦を含めて)あり、障害のある方々が傍聴できるよう、車椅子8台分のスペースと集団補聴システムを設置しています。

傍 聴

本会議・予算委員会

本会議及び予算委員会は、議場で行われます。

傍聴の定員は200人（うち車椅子専用傍聴スペース8席分）で、当日、先着順に傍聴券を交付しています。

傍聴を希望される方は、議会庁舎1階の受付で、傍聴券と傍聴バッジの交付を受け、傍聴券に住所、氏名を記入し、係員の指示によって入場していただきます。

なお、手話通訳者をご希望の方は、傍聴希望日の1週間前までに議会事務局までお申し込みください。ただし、ご希望に添えない場合もあります。

また、本会議及び予算委員会は県議会ホームページでも中継を配信しています。

委員会（予算委員会を除く。）

委員会の傍聴は定員10人で、当日、先着順に傍聴券を交付しています。

交付は、委員会開会予定時刻の30分前から開始し、10分前に終了します。（ただし、開会予定時刻が定まっていない場合、開会前まで交付します。）

傍聴を希望される方は、議会庁舎1階の受付で、委員会傍聴申込書に住所、氏名を記入し、傍聴券の交付を受けて、係員の指示によって入室していただきます。

請 願 ・ 陳 情

請願・陳情は、県民のみなさんの声を県政に反映させるための大切な制度です。

県の仕事についてご意見・ご要望のある方は、県議会に対してどなたでも請願や陳情を行うことができます。県議会では、みなさんから提出された請願を審議し、県政に反映するよう努めます。陳情は関係の委員会に送付されます。

◆請願…1名以上の県議会議員の紹介が必要です。

◆陳情…県議会議員の紹介は不要です。

議会庁舎のご案内

4階

傍聴席、総務復興企画委員会室、文化商工公安委員会室、
厚生文教委員会室、環境農林建設委員会室、会議室

3階

議場、議長室、副議長室、議会運営委員会室、
議会記者室、議会事務局長室、秘書室、会議室

2階

特別委員会室、議員執務室、面会室

1階

受付、議会図書室、元議員控室、面会室、議会事務局次長室、
総務課、議事課、企画調査課、総務課分室、大会議室

石川県議会事務局へのお問い合わせ

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

総務課（議長・副議長、議員、傍聴に関すること など）

TEL **076-225-1027** FAX **076-225-1037**

議事課（本会議、請願及び陳情に関すること など）

TEL **076-225-1031** FAX **076-225-1037**

企画調査課（常任・特別委員会、意見書、議会広報に関すること など）

TEL **076-225-1036** FAX **076-225-1037**

電子メールアドレス

gikai@pref.ishikawa.lg.jp

ホームページアドレス

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/gikai/>

石川県議会
マスコットキャラクター

石若丸

